

「漫画村」インターネット広告事件 —海賊版漫画サイトに掲載する広告主を募り、同サイトの 管理者に広告掲載料として運営資金を提供した行為に 著作権侵害の幫助を認めた事例—

裁判例 東京地判令和3年12月21日（令和3年（ワ）第1333号）
（裁判所ホームページ知的財産裁判例集）（以下「本判決」という。）

知的財産法研究会
弁護士法人かける法律事務所
弁護士 細井 大輔

第1 本判決を検討する意義

1 インターネットの普及に伴い、漫画・雑誌等の海賊版被害が深刻となっていると指摘され、令和2年著作権法改正では、インターネット上の海賊版対策の強化¹が行われた。

また、関係省庁で公表された「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー」²でも、海賊版による被害を効果的に防ぎ、著作権者等の正当な利益を確保するため、「海賊版サイトへの広告出稿の抑制」が掲げられ、「権利者等と広告関係団体の合同会議を通じた海賊版サイトリストの共有、広告関係団体の自主的ガイドライン策定・普及の推進」が対策内容として指摘されている。

これは、海賊版サイトにインターネット広告が掲載され、その広告費収入が海賊版サイト運営のための資金源になっているという問題点が指摘されているからである。

2 このような状況において、本判決は、海賊版の漫画閲覧サイト「漫画村—無料コミック漫画—」³（以下「本件ウェブサイト」という。）に掲載する広告主を募り、同サイトの管理者に対し広告掲載料として運営資金を提供する行為について、著作権（公衆送信権）侵害の幫助行為（過失）を認定し、共同不法行為者の責任として損害賠償責任を認めた（民法719条2項、709条）。

1 令和2年著作権法改正では、インターネット上の海賊版対策の強化として、①違法にアップロードされた著作物へのリンク情報を集約した「リーチサイト」規制や②違法にアップロードされた漫画・書籍等のダウンロードの違法化を内容とする改正が行われた。

2 2021年4月9日付け「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表について」（内閣府、警察庁、総務省、法務省、外務省、文部科学省、経済産業省）